

普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免

(注) 2007年10月1日以降にご加入いただいた、かんぽ生命の保険契約に適用します。

2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約については別添のとおりです。

かんぽ生命の保険契約について、令和元年台風第19号または令和元年台風第15号により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

※普通貸付とは、契約者貸付のうち保険料振替貸付を除くものをいいます。

1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率

(年利率：%)

保険種類	基本契約の契約日	契約者貸付利率	
		[現行]	今回の減免措置
一時払商品	2007年10月1日～ 2012年2月1日	1.00 (1.010000)	0.00 (0.50)
	2012年2月2日～ 2013年1月1日	0.80 (0.806400)	
	2013年1月2日～ 2014年10月1日	0.70 (0.704900)	
	2014年10月2日～	0.55 (0.553025)	
一時払商品以外	2007年10月1日～ 2016年8月1日	1.50 (1.522500)	
	2016年8月2日～ 2017年4月1日	1.00 (1.010000)	
	2017年4月2日～	0.50 (0.502500)	

※()内は貸付期間経過後の利率。貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が会社の非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2019年10月12日(土)以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、同年12月30日(月)までにご請求のあった貸付けに適用します。